

1 北上市部設置条例の一部改正

主な改正内容

(1) 健康子ども部の新設

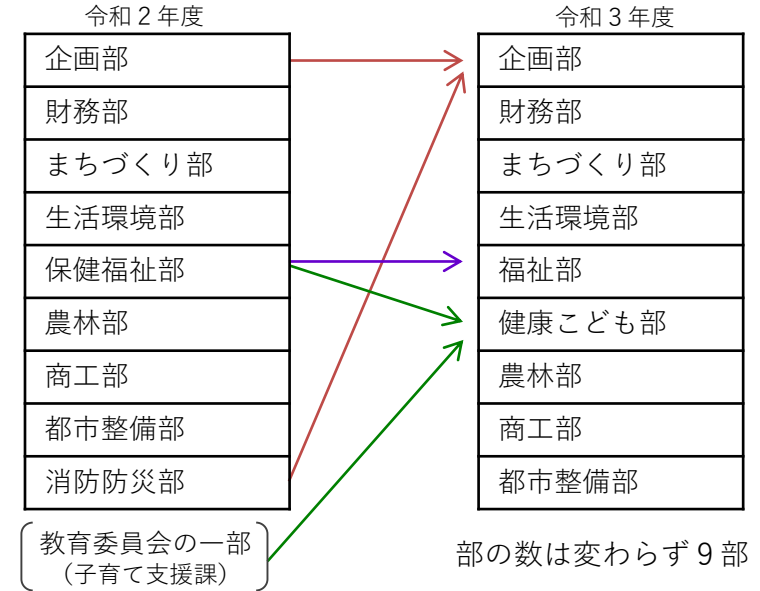
保健・子育て支援複合施設『hoKko（ほっこ）』を担当する2課（保健福祉部健康増進課・教育部子育て支援課）は、現行の組織では市長部局と教育委員会に分かれている。施設の開設により、今まで以上に緊密に連携していくため、新たな部を設置する。

(2) 消防防災部の企画部への統合

自然災害や事故災害だけでなく、全庁的な対応が必要な健康危機や環境危機といった危機管理の総合調整機能を企画部に統合し、部長級職員の危機管理監を置く。

(3) 保健福祉部の名称変更

保健福祉部から、福祉部に名称を変更する。



2 北上市職員定数条例の一部改正

主な改正内容

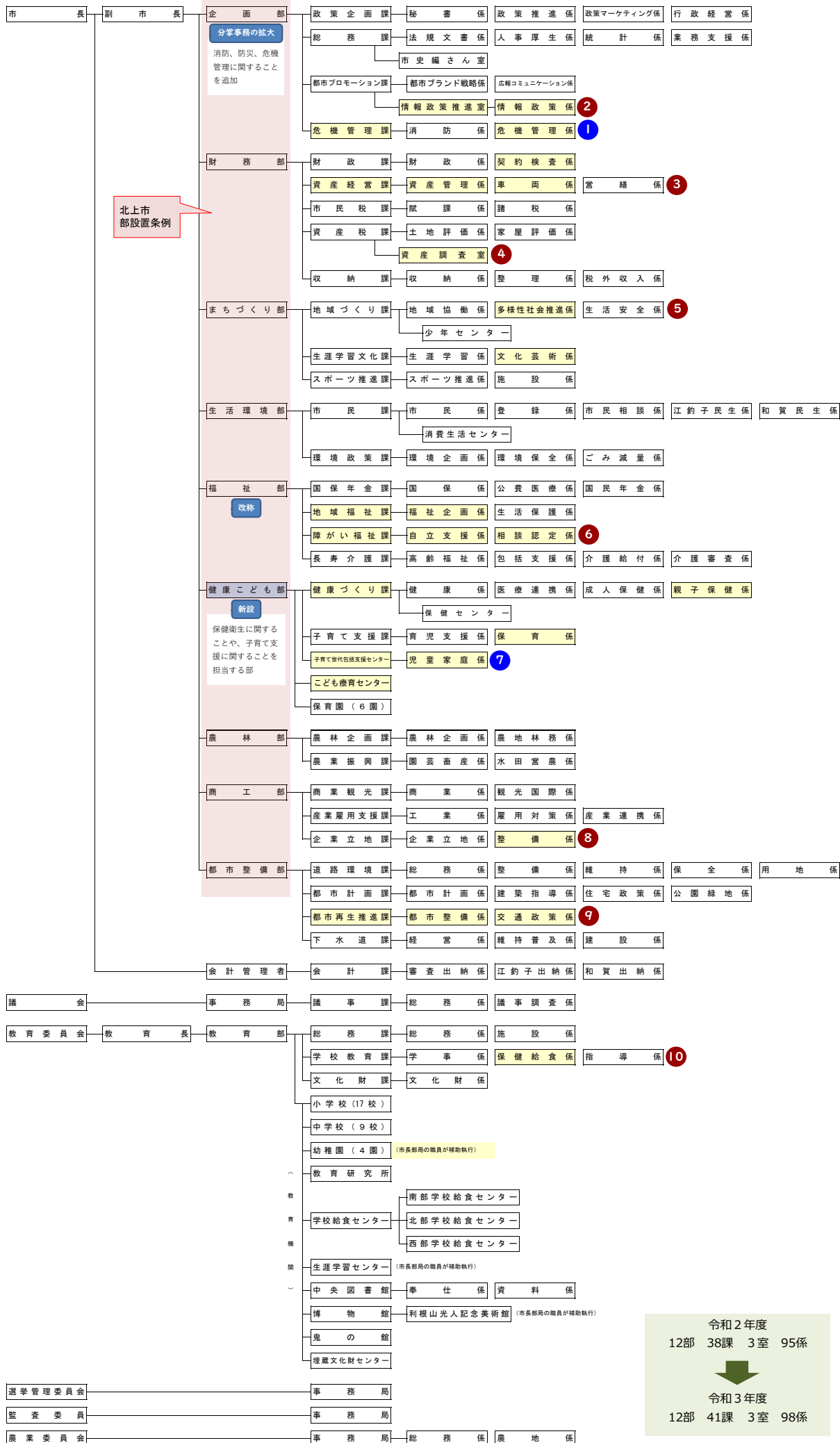
定数区分	現行	改正案	増減
市長部局の職員	400人	535人	+135人 …①
議会事務局の職員	7人	7人	-
教育委員会所属の職員	220人	88人	▲132人 …①
選挙管理委員会事務局の職員	3人	3人	-
監査委員事務局の職員	4人	4人	-
農業委員会事務局の職員	11人	11人	-
公営企業の職員	20人	17人	▲3人 …②

総数665人は変更せず、区分毎の定数を見直す。

① 組織再編により教育委員会から市長部局に移ることになる職員数をもとに定数を調整する。

② 公営企業の職員は、定数を20人としたH26年度と比較し、実際の職員数が15%減となっていることから定数も15%減とする。

No.	部等	主な再編内容
1	企画部	<p>①危機管理体制の強化 →企画部に消防防災部を統合し、危機管理を担う部長級職員の危機管理監を置く。 →消防、防災、危機管理等を担当する危機管理課を置く。</p> <p>②情報政策に係る体制の強化 →都市プロモーション課内に情報政策推進室を置く。</p>
2	財務部	<p>③資産経営に係る体制の強化 →財政課と契約検査課を再編し、財政課と資産経営課とする。</p> <p>④固定資産税の還付等に係る体制整備 →資産税課内に資産調査室を置く。</p>
3	まちづくり部	<p>⑤多様性社会推進に係る体制の強化 →地域づくり課に多様性社会推進係を置く。</p>
4	生活環境部	—
5	福祉部	<p>⑥障がい福祉に係る体制の強化 →福祉課障がい福祉係を単独の課（障がい福祉課）とし、自立支援係と相談認定係を置く。</p>
6	健康こども部	<p>⑦子育て支援体制の強化 →部を新設し、健康づくり課、子育て支援課、子育て世代包括支援センターで構成する。 →子育て世代包括支援センター（課相当の組織）では、各種相談から関係機関との連絡調整、要保護児童に関することまでを一元的に対応する。</p>
7	農林部	—
8	商工部	<p>⑧企業立地に係る体制見直し →新工場建設支援室を廃止し、工業団地整備のための整備係を置く。</p>
9	都市整備部	<p>⑨都市整備・交通政策に係る体制の強化 →都市再生や公共交通等を担当する都市再生推進課を置く。</p>
10	会計課	—
11	教育部	<p>⑩学校教育に係る体制の強化 →学校教育課に保健給食係を置く。</p>
12	その他（行政委員会等）	—



北上市部設置条例

令和2年度
12部 38課 3室 95係

↓

令和3年度
12部 41課 3室 98係